

# 障害児通所支援支給決定基準

令和4年4月作成

令和7年4月改訂

十和田市健康福祉部生活福祉課

## 1. 目的

児童福祉法における障害児通所給付支給決定の透明化・明確化を図るため、支給の要否や支給量の決定に関し支給決定基準を定めることを目的とする。

## 2. 根拠法令等

- (1) 児童福祉法第21条の5の7第7項
- (2) 障害児通所給付費等の通所給付決定等について（令和6年3月29日付けこ支障第95号 こども家庭庁支援局長通知）
- (3) 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について（平成28年3月7日付け障発0307第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- (4) 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領：令和6年4月）
- (5) 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の見直しに伴う調査方法等の変更について（令和6年3月25日付け事務連絡 こども家庭庁支援局障害支援課通知）
- (6) 医療的ケア児に係る居宅介護等の支給決定等について（令和4年4月4日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- (7) 令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて（令和6年3月29日付け事務連絡 こども家庭庁支援局障害児支援課通知）

## 3. 支給決定までの流れ

### (1) 支給申請

障害児通所給付支給決定を希望する障害児の保護者（※）は、市に対して障害児通所給付支給に係る申請を行う。（ただし、放課後等デイサービスを受けている障害児については、18歳に達した後においても、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。その場合は、通所者が申請を行う。）

#### ※【申請の代行】

申請者は原則として障害児の保護者であるが、支給申請の代行は、支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。

#### 【代理人による申請】

障害児の保護者が、第三者に対して支給申請に係る行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、保護者の「代理人」として支給申請が可能である。

※障害児の保護者、代理人を以下「申請者」という。

(2) 障害児支援利用計画案の提出依頼

市は、申請者に障害児支援利用計画案の提出を依頼する。

(3) 勘案事項の調査

市は、当該申請に係る障害児又は申請者と面接し、その心身の状況、その置かれている環境、5領域20項目の調査項目等の内閣府令で定める事項について調査を行うとともに、当該障害児の障害児通所支援の利用に関する意向を聴取する。

(4) 障害児支援利用計画案作成

指定障害児相談支援事業所は、必要に応じ、サービス調整会議及び関係機関の意見を踏まえ、障害児支援利用計画案を作成し、申請者に交付する。

申請者は、障害児支援利用計画案を市に提出する。

(5) 児童相談所等の意見聴取

市は、必要に応じて、児童相談所その他内閣府令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。

(6) 支給決定

市は、通所決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を精査し、支給決定を行い、支給決定通知書及び受給者証を申請者に交付する。

(7) 障害児支援利用計画作成

指定障害児相談支援事業所は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者との連絡調整を行うとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。

(8) サービス利用開始

申請者は、障害児支援利用計画に沿って、サービスを利用する。

4. 支援の種類及び内容等

(1) 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く）

支援の内容（法第6条の2の2第2項）	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児で以下の要件のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有していること ②特別児童扶養手当等の受給対象であると認定を受けていること ③難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を

	<p>受けていること</p> <p>④こども家庭センター（※）、児童相談所、医師等の意見書等により療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること</p> <p>※こども家庭センターからの意見書は、市生活福祉課から市こども家庭センターに対象者に該当するか確認の上、市生活福祉課が意見書の発行を依頼する。</p> <p>⑤医療的ケアの判定スコアを有していること</p>
支給量	<p>各月の日数－8日以内を基準とする。ただし、基準を超える支援が必要となる場合は、障害児支援利用計画案にその必要性を明記すること。</p> <p>また、他の障害児通所支援と併用する場合には、各通所支援の支給決定日数の合計が基本とする日数を超えない範囲とする。</p>
支給期間	1ヶ月から1年の間

(2) 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る）

支援の内容（法第6条の2の2第2項）	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児で、機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると、医師の診断書、意見書又は診療情報提供書等により確認できるもの。
支給量	<p>各月の日数－8日以内を基準とする。ただし、基準を超える支援が必要となる場合は、障害児支援利用計画案にその必要性を明記すること。</p> <p>また、他の障害児通所支援と併用する場合には、各通所支援の支給決定日数の合計が基本とする日数を超えない範囲とする。</p>
支給期間	1ヶ月から1年の間

(3) 放課後等デイサービス

支援の内容（法第6条の2の2第3項）	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
--------------------	--------------------------------

対象者	<p>学校教育法第1条に規定している学校に就学しており、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められる障害児で、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有していること</p> <p>②特別児童扶養手当等の受給対象であると認定を受けていること</p> <p>③難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること</p> <p>④こども家庭センター（※）、児童相談所、医師等の意見書等により療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること</p> <p>※こども家庭センターからの意見書は、市生活福祉課から市こども家庭センターに対象者に該当するか確認の上、市生活福祉課が意見書の発行を依頼。提出された意見書に基づき判断する。</p> <p>⑤特別支援学校や特別支援学級に在籍又は通級による指導を受けていること（※）</p> <p>※市生活福祉課が、市教育委員会に在籍を確認の上、判断する</p> <p>⑥医療的ケアの判定スコアを有していること</p>
支給量	各月の日数－8日以内を基準とする。ただし、基準を超える支援が必要となる場合は、障害児支援利用計画案にその必要性を明記すること。
支給期間	1ヶ月から1年の間

(4) 居宅訪問型児童発達支援

支援の内容（法第6条の2の2第4項）	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他必要な支援を行う。
対象者	<p>次のいずれかの事由により、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であるもの。</p> <p>①人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する児童</p> <p>②重い疾病のため、感染症にかかるおそれのある児童</p>

支給量	各月の日数－8日以内を基準とする。ただし、基準を超える支援が必要となる場合は、障害児支援利用計画案にその必要性を明記すること。
支給期間	1ヶ月から1年の間

(5) 保育所等訪問支援

支援の内容（法第6条の2の2第5項）	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
対象者	<p>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通っており、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障害児で以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有していること</p> <p>②特別児童扶養手当等の受給対象であると認定を受けていること</p> <p>③難病（障害者総合支援法で対象としている疾患）の診断を受けていること</p> <p>④こども家庭センター（※）、児童相談所、医師等の意見書等により療育的支援が必要と判断され、その状態が確認できること</p> <p>※こども家庭センターからの意見書は、市生活福祉課から市こども家庭センターに対象者に該当するか確認の上、市生活福祉課が意見書の発行を依頼する。</p> <p>⑤特別支援学級に在籍又は通級による指導を受けていること</p> <p>⑥医療的ケアの判定スコアを有していること</p>
支給量	2日／月以内を基準とする。ただし、基準を超える支援が必要となる場合は、一定期間に限り4日／月以内とし、障害児支援利用計画案にその必要性を明記すること。
支給期間	1ヶ月から1年の間

5. 支給決定時に付与される加算等について

(1) 個別サポート加算（I）

I 児童発達支援における個別サポート加算（I）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児</li> <li>・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者</li> </ul>
-----	---

	保健福祉手帳1級のいずれかを有していること ⇒受給者証に「個別サポート加算（I）」と印字
判定・付与方法	市が勘案事項の聴き取りにおいて、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態、当該障害児に交付されている障害者手帳等の基礎的情報を把握し、当該手帳により示された障害の程度に応じて、加算の対象か判定し付与する。

## II 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）

対象者	①就学児サポート調査の食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする児。（著しく重度の障害児） ⇒受給者証に「 <u>個別サポート加算（I）（重度）</u> 」と印字  ②就学児サポート調査の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上である児。（ケアニーズの高い障害児） ⇒受給者証に「 <u>個別サポート加算（I）</u> 」と印字
判定・付与方法	市が就学児サポート調査を用いた調査結果に基づき、加算の対象か判定し付与する。

### （2）重症心身障害児

対象者	身体障害者手帳1級又は2級かつ療育手帳Aの交付を受けている障害児 ⇒受給者証に「 <u>重症心身障害児</u> 」と印字
判定・付与方法	市が勘案事項の聴き取りにおいて、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態、当該障害児に交付されている障害者手帳等の基礎的情報を把握し、当該手帳により示された障害の程度に応じて対象か判定し付与する。

### （3）医療的ケア児

対象者	医療的ケアの判定スコアのそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算した点数により区分する。 ・32点以上 ⇒受給者証に「 <u>医療的ケア児Ⅲ</u> 」と印字
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16点以上 ⇒受給者証に「医療的ケア児Ⅱ」と印字</li> <li>・3点以上 ⇒受給所証に「医療的ケア児Ⅰ」と印字</li> </ul>
判定・付与方法	申請者から提出された「医療的ケアの判定スコア」に基づき、市が区分を判定し付与する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新時、判定スコアの内容に変更がない場合は、「更新時用の更新判定」の欄を医師に記入してもらうことで、再確認を行ったものとする</li> <li>・判定スコアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成する</li> </ul>

#### (4) 強度行動障害児支援加算

##### I 児童発達支援における強度行動障害児支援加算

対象者	<p>強度行動障害児支援加算判定シート（※）の合計点数が20点以上であること</p> <p>※強度行動障害児支援加算確認票と強度行動障害児支援加算判定シートを事業所と申請者で確認し記入する。確認にあたり、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という）修了者及び児童発達支援管理責任者で対象児童及び申請者と面接すること。</p> <p>⇒受給者証に「強度行動障害」と印字</p>
判定・付与方法	申請者から提出された強度行動障害児支援加算確認票、強度行動障害児支援加算判定シート、個別支援計画、実践研修修了証の写しをもって、市が加算の対象か判定し付与する。
備考	事業所は、実践研修を修了した職員を配置していることを県に届出の必要がある。

##### II 放課後等デイサービスにおける強度行動障害児支援加算

対象者	<p>①強度行動障害加算（Ⅰ）</p> <p>強度行動障害児支援加算判定シート（※）の合計点数が20点以上であること。</p> <p>※強度行動障害児支援加算確認票と強度行動障害児支援加算判定シートを事業所と申請者で確認し記入する。確認にあたり、実践研修修了者及び児童発達支援管理責任者で対象児童及び申請者と面接すること。</p> <p>⇒受給者証に「強度行動障害（Ⅰ）」と印字</p>
-----	---

	<p>②強度行動障害加算（Ⅱ）</p> <p>強度行動障害児支援加算判定シート（※）の合計点数が30点以上であること。</p> <p>※強度行動障害児支援加算確認票と強度行動障害児支援加算判定シートを事業所と申請者で確認し記入する。確認にあたり、中核的支援人材養成研修修了者の助言・指導のもと、実践研修修了者及び児童発達支援管理責任者で対象児童及び申請者と面接すること。</p> <p>⇒受給者証に「強度行動障害（Ⅱ）」と印字</p>
判定・付与方法	<p>①申請者から強度行動障害児支援加算確認票、強度行動障害児支援加算判定シート、個別支援計画、実践研修修了証の写しをもって、市が加算の対象か判定し付与する。</p> <p>②①の他、中核的支援人材養成研修証明証の写しを追加し、市が加算の対象か判定し付与する。</p>
備考	<p>事業所は、実践研修を修了した職員を配置していることを県に届出る必要がある。</p>

## 6. 利用者負担

### (1) 障害児通所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

支給決定時の児童の保護者の属する世帯の所得状況を勘案し、利用者負担上限月額を決定する（基本的には1割負担）

所得区分		負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法給付世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所、居宅介護等利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	市民税課税世帯のうち一般1以外	37,200円	

### (2) 就学前の障害児の発達支援の無償化について

3歳から5歳（満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学（※）までとする）までの就学前障害児を対象に、児童発達支援等の利用負担月額を無償化の対象とする。

※学校教育法第18条に基づき就学義務の猶予となった児童については、猶予期間の最終日又は猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象とする。

(3) 障害児通所支援に係る多子軽減措置適用後の利用者負担上限月額

兄または姉がいる第2子以降の児童発達支援等を利用する就学前障害児について、一定の要件を満たす世帯に対し、当該障害児に係る利用者負担上限月額を軽減する。

7. 留意事項

- (1) 通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量（上限を超えての支給の可否を含む）について決定を行うものとする。
- (2) 支給決定は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正を行うものとする。
- (3) 各支援の支給決定期間の終期は、4で定める支給期間の範囲内で、申請があった対象児の次の生月末までとする。ただし、未就学児の場合の支給決定期間について、対象児が4で定める支給決定期間内に就学する場合は、その後利用するサービスの変更も考慮し、3月末日までとする。
- (4) 当該通所給付決定保護者に複数利用児童がいた場合は、生月の最も早い児童の生月末に合わせるものとする。
- (5) 障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、障害児支援利用計画案の勘案等により、支給の要否及び必要な支給量について疑義又は調整等が生じる場合は、支給の決定ができない又は支給の決定が遅れる場合がある。
- (6) 主として家族の就労支援又は日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、障害福祉サービスの短期入所、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用するものとする。

8. 適用日

本基準は令和7年4月1日以降の支給決定について適用する。